

令和4年度指定管理業務評価表

| | |
|--------|-----------------------|
| 施設名 | おかざき自然体験の森 |
| 施設所管課 | 環境部環境政策課 |
| 指定管理者名 | コニックス株式会社 |
| 指定管理期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |

I 業務の履行確認【適正性】

| 評価項目 | 評価基準 | 所管評価 |
|----------------|---|--------|
| 1 施設全般の管理運営 | | (適)・改善 |
| (1) 基本管理 | 基本協定書等に基づき、適切な管理（個人情報の取扱い含む）がされたか | |
| (2) 職員配置 | 基準に基づき、適切な人員配置がされたか | |
| (3) 職員研修 | 業務に必要な研修・教育が適切に行われたか | |
| (4) 利用促進業務 | 利用者拡大のための利用促進業務が適切に行われたか | |
| (5) 法令順守 | 管理運営にあたり、法令は順守されたか | |
| (6) 危機管理 | 事故、災害時の対応体制が確立されているか。安全性の確保に努めているか。 | |
| (7) 情報保護・情報公開 | 個人情報保護・情報公開制度に基づき、適切に運用されたか | |
| 2 利用状況 | | (適)・改善 |
| (1) 利用状況 | 利用者数・稼働率等は、適切な水準か | |
| (2) 利用料金（使用料） | 利用料金の設定、徴収・減免・還付、利用許可の手続は適切か | |
| 3 保守点検並びに清掃業務等 | | (適)・改善 |
| (1) 保守点検業務 | 基準に基づき、保守点検（昇降機、電気機械、電話、消防設備等）が適切に行われたか | |
| (2) 清掃・維持管理業務 | 基準に基づき、清掃、廃棄物処理、維持管理が適切に行われたか | |
| (3) 保安・警備業務 | 基準に基づき、保安・警備業務が適切に行われたか | |
| (4) 修繕業務 | 基準に基づき、修繕業務が適切に行われたか | |
| I の総括 | I 業務の履行に対する施設所管課の評価理由 | |
| 適 | 全ての項目において、基準通り適正に業務が行われている点を評価する。 | |

II サービスの質に関する評価【有効性】

| 評価項目 | 評価基準 | |
|--------------------------|---|----------|
| 1 利用者評価（Iゾーンの施設は削除してもよい） | | アンケート結果 |
| (1) 接客業務 | 利用許可等における接客、クレーム対応等の対応は適切か | 良・(適)・不適 |
| (2) 維持管理業務 | 日常清掃業務や衛生管理は適切か | 良・(適)・不適 |
| (3) 施設運営業務 | 実施された事業内容は円滑に行われ、適切か | 良・適・不適 |
| 2 目標達成度 | | 所管評価 |
| (1) 取組姿勢 | 施設目的や運営課題に沿った目標となっているか。目標達成に向けた取り組みを行ったか。 | 良・(適)・不適 |
| (2) 目標達成 | 目標は達成されたか | 良・適・不適 |
| 3 事業の実施 | | 所管評価 |
| (1) 提案事業 | 基準に基づく提案事業が効果的に行われたか | 良・(適)・不適 |
| (2) 自主事業 | 施設の目的に沿った自主事業が効果的に行われたか | 良・適・不適 |
| II の総括 | II サービスの質に対する施設所管課の評価理由 | |
| 良 | アンケート結果では利用者からの問題点・課題点等の指摘は無く、適正に運営されていると判断できる点を評価する。提案事業・自主事業ともに問題なく行えており、特に自主事業においては施設の特性・目的に沿った新規事業を多数企画し、それらを成功させている。このように提案事業・自主事業ともに利用者からも高い評価を得られている。こうした点を高 | |

| | |
|--|------------|
| | <評価し、良とする。 |
|--|------------|

III サービス提供の効率性・安定性に関する評価【効率性・安定性】

| 評価項目 | 評価基準 | 所管評価 |
|---------------|--|--------|
| 1 効率的な運営状況 | 経費の節減及び効率的な管理運営のための創意工夫がみられるか | 良・適・改善 |
| 2 施設運営の事業収支 | | 適・改善 |
| (1) 施設運営の事業収支 | 事業収支は妥当か。使用料や利用料金の増等につながっているか。 | |
| (2) 施設経営状況 | 施設経営状況分析所指標の結果は、妥当か | |
| (3) 経営状況 | 指定管理者の経営状況は妥当か | |
| IIIの総括 | III サービス提供の効率性・安定性に対する施設所管課の評価理由 | |
| 適 | 指定管理制度への移行初年度であり、この形態における過去の実績が存在しないため。過去との比較はできないが、これまでに問題となる点などは見当たらないため、効率よく安定的な運営・経営ができると判断する。 | |

| 総合評価 | 市の評価（特に評価した点がある場合、その点も記入） |
|------|---|
| A | <p>提案事業においては当初の期待を超える結果と利用者満足度を残した点を評価する。また自主事業として次々と新しい企画を立案、実行、成功させている点は特に高く評価ができる。</p> <p>また施設職員に対して積極的な受講の機会を与えて資質の向上を図ったこと、施設の目的に沿い、かつ施設運営に有効な各種資格の取得にも前向きに取り組み、職員の資質向上に積極的であり、その結果が次年度の新しい事業につながっていることも評価できる。</p> <p>それに加え、指定管理業務協定締結時には予定していなかった市による施設改修工事等で施設の機能的に制限が生じることもあったが、そうした事態にも市に協力し、利用者に不便を感じさせないように利用者向けプログラムの開催場所や実施内容の変更を行ったり、工事が滞らないように市側・工事業者からの物品移動といった急な依頼などにも即時の対応をとった。このように利用者の利便性の維持、適切なプログラム水準の維持、改修工事の進行といった要素間での調整を図るなど、状況に応じて適切な対応をとった。こうした予定しない不利な状況に対しても積極的に対応し、施設の質及び利用者満足度の向上を達成した点も評価する。</p> |

※ 本業務評価は毎月の報告書、随時現地調査、年度事業報告書等を基に評価しています。

I の総括基準

適=所管評価がすべて適である。

改善=所管評価で改善がある。（要改善）

II の総括基準

良=アンケート結果・所管評価がすべて適以上であり、4つ以上良がある。

適=アンケート結果・所管評価がすべて適以上であり、良が3つ以下である。

不適=アンケート結果・所管評価で不適があり、早急に改善する必要がある。

III の総括基準

良=所管評価がすべて適以上であり、かつ特に評価すべき点がある。

適=所管評価がすべて適である。

改善=所管評価で改善がある。

総合評価基準

A(優良)=すべての総括項目が適以上であり、かつ特に評価すべき点がある。

(II サービスの質に関する評価【有効性】を評価する場合は、良でなければならない。)

B(良好)=総括基準が適である。

C(要改善)=総括評価で改善、又は不適がある。

